佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年5月12日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第8号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県立学校の課程等に関する規則(昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

1	2. 2. 2. 1-14.0 2. 2. 2. 2. 2. 15. 15. 15. 15. 15. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	
	改正前	改正後
	(趣旨)	(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立高等学校(以下「高等学校」という。) │第1条 この規則は、佐賀県立高等学校(以下「高等学校」という。) の課程及び学科並びに佐賀県立特別支援学校(以下「特別支援学 校」という。)の障害種別、部、科及び学科に関し必要な事項を定 めるものとする。

(高等学校の課程、学科及び昼夜間の別)

第2条 略

(特別支援学校の障害種別、部、科及び学科)

第3条 特別支援学校の障害種別、部、科及び学科は、別表第2のと おりとする。

別表第1 (第2条関係)

学校	課程	学科	昼夜間 の別	
佐賀県立佐賀東高 等学校	全日制課程	普通科	昼間	
略				

の課程、学科及びコース並びに佐賀県立特別支援学校(以下「特別 支援学校」という。)の障害種別、部、科及び学科に関し必要な事 項を定めるものとする。

(高等学校の課程、学科及び昼夜間の別)

第2条 略

(高等学校の学科のコース)

第3条 別表第2に掲げる高等学校の学科に、同表に掲げるコース を置く。

(特別支援学校の障害種別、部、科及び学科)

第4条 特別支援学校の障害種別、部、科及び学科は、別表第3のと おりとする。

別表第1 (第2条関係)

学校	課程	学科	昼夜間 の別	
佐賀県立佐賀東高 等学校	全日制課程	普通科 <u>、スポーツ科</u>	昼間	
略				

改正前	改正後						
	別表第2 (第3条関係)						
		<u>学校</u>		課程		<u>学科</u>	<u>コース</u>
		佐賀県立唐津	西高	全日制課程	普通科		地域探
		等学校					究進学
							<u>コ ー</u>
							<u>ス、学</u> 際探究
							進学コ
							<u>ース</u>
		佐賀県立鹿	本校	全日制課程	普通科		文理探
		島高等学校					<u>求進学</u>
							<u> </u>
							<u>ス、未</u> <u>来探求</u>
							進学コ
							ース
別表第2(第3条関係)	<u> </u>						
略		略					

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。